



新生活スタートに向けて～こんなことに気をつけよう～

これから、進学、就職、転勤などで、新しい生活を始める人が増えますね。
新生活に向けての契約で、**こんなのアリ～？**とならないよう気をつけて！



◆ 退去時の原状回復などの「住宅の賃貸借」トラブル

- ・ **契約時**：契約書類の内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。
→傷や汚れ、設備の状況を、写真やメモで残しましょう。
- ・ **入居中**：設備の不具合等が起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- ・ **退去時**：精算内容をよく確認しましょう。
→納得できない点は、貸主側に説明を求めましょう。



退去時の
原状回復に
ついて知りたい

◆ 引越や不用品回収などの「引越関連」トラブル

- ・ 引越サービスの契約時は、約款や見積書をよく確認しましょう。
→価格とサービス内容も十分に検討しましょう。
- ・ 引越完了後は、すぐに荷物の状態を確認しましょう。
- ・ 不用品は、お住まいの市町村のルールで処分しましょう。



◆ 新生活をねらった「訪問販売」トラブル

- ・ その場ですぐに契約しないようにしましょう。
→不安・不審な点があれば、家族や身近な人に相談しましょう。
- ・ 不要な契約はきっぱり断りましょう。
- ・ 訪問販売での契約は、クーリング・オフができる場合があります。

か管理
から来
換気扇
のこた
での方



◆ 新生活でも気をつけたい「もうけ話」トラブル

- ・ うまい話に飛びつかないようにしましょう。
- ・ 「簡単に稼げる」などの勧誘を、うのみにするのはやめましょう。
- ・ 投資や副業等のために、借金をしてまでお金を支払うことはやめましょう。

◆ スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル

- ・ 料金プランやサービス内容を書面でしっかり確認し、説明を受けましょう。
- ・ 転居時にネット回線契約を変更する際も、契約条件などをよく確認しましょう。



契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
都 城 支 所 0986-24-0999
延 岡 支 所 0982-31-0999

【消費者ホットライン】  188 (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

